

件名

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(別紙様式第二号)

【(第一面)～(第三十一面) 略】  
 (第三十二面)  
 (単位：百万円)

G S I B I : G - S I B 選定指標				
国際様式の該当番号			当期末	前期末
【略】				
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10		トレーディング量の合計額		
11	【略】			
12	【略】			
13	【略】			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号(以下この面において「項番」という。) 3「規模 資産及び取引に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

改正前

(別紙様式第二号)

【(第一面)～(第三十一面) 同左】  
 (第三十二面)  
 (単位：百万円)

G S I B I : G - S I B 選定指標				
国際様式の該当番号			当期末	前期末
【同左】				
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10		トレーディング量の合計額		
11	【同左】			
12	【同左】			

(注)

【同左】

a 【同左】

- (1) [略]
- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポート・エクスポートの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスポート方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。b及びcにおいて同じ。）又はSAA-CORで計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）及びアトオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）
- [(3)・(4) 略]
- b 項番 4「相互連関性 金融機関等向け与信に関する残高の合計額」の項には、金融機関等（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下b及びcにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。
- [(1)～(3) 略]
- (4) 法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番 11 及びcにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・エクスポート方式又はSAA-CORで計算したアトオンの額（法的に有効な相対ネットインパクトの効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- c 項番 5「相互連関性 金融機関等に対する債務に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。
- [(1)・(2) 略]
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に

- (1) [同左]
- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポート・エクスポートの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスポート方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。b及びcにおいて同じ。）で計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）及びアトオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）
- [(3)・(4) 同左]
- b [同左]
- [(1)～(3) 同左]
- (4) 法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番 10 及びcにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・エクスポート方式で計算したアトオンの額（法的に有効な相対ネットインパクトの効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- c [同左]
- [(1)・(2) 同左]
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に

<p>係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式又はSA-CCRで計算したア ドオンの額（法的に有効な相対ネットテイング契約の効果を勘案することができるものと し、零を上回らないものに限る。）</p> <p>[d・e 略]</p> <p>f 項番 11 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決 済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等を いう。</p> <p>g 項番 13 「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買 目的有価証券及びその他有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残 高の合計額を記載すること。</p> <p>h 項番 3から項番 6まで、項番 11及び項番 12においては、保険子会社（最終指定親会社が保 険会社若しくは少額短期保険業者又はこれらに準ずる外国の会社を子会社としている場合に おける当該子会社をいう。）のエクスポージャーの額を含めること。</p> <p>i～k [略]</p>	<p>係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的 に有効な相対ネットテイング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らない ものに限る。）</p> <p>[d・e 同左]</p> <p>f 項番 10 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決 済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等を いう。</p> <p>g 項番 12 「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買 目的有価証券及びその他有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残 高の合計額を記載すること。</p> <p>[加える。]</p> <p>h～j [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記号は下記を指す。</p>	

## 附 則

### (適用時期)

1 この告示は、令和四年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の別紙様式第二号は、令和四年三月三十一日以後に終了する最終指定親会社四半期に係る書面について適用し、同日前に終了した最終指定親会社四半期に係る書面については、なお従前の例による。